

第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月6日(月)午後2時00分から午後2時45分
2. 開催場所 立花市民ホール
3. 出席農業委員(22名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 利通 | 3番 | 松尾 健一 |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | 5番 | 小川 哲郎 | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | 9番 | 中島 秀徳 | 10番 | 仁田原一太 |
| 11番 | 稲葉 初男 | 12番 | 入江 保生 | 13番 | 高山 和典 |
| 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 | 16番 | 古賀 則夫 |
| 18番 | 中村 善徳 | 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 |
| 21番 | 田村 一彦 | 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 |
| 24番 | 國武 覚 | | | | |
4. 出席最適化推進委員(11名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 樋口 重樹 | 4番 | 牛島由美子 | 5番 | 樋口 祐二 |
| 12番 | 上村 清隆 | 18番 | 久木原秀登 | 25番 | 中島 清隆 |
| 28番 | 井手 洋一 | 29番 | 橋村 茂實 | 39番 | 塩塚 義治 |
| 42番 | 栗原嘉寿秀 | 43番 | 山口 史登 | | |
5. 欠席委員 農業委員(2名)
- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 8番 | 大坪知美子 | 17番 | 江崎 潔 |
|----|-------|-----|------|
6. 欠席委員 最適化推進委員(4名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 8番 | 服部 正文 | 15番 | 室園 千秋 | 22番 | 八田 久男 |
| 33番 | 井上 昌彦 | | | | |
7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の処理について
- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 4号 農地改良行為の届出について

議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 田中 克彦 中嶋
隆裕 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 開会前にみなさま方にご報告申し上げます。令和4年度の福岡県農業委員会研修会が1月24日に福岡国際会議場で開催されました。1月に三役での対応をお願いしたいということで行ってまいりましたので、その中で2点ほど私達、八女市農業委員会に關係する表彰がございました。まず農業者年金の加入推進活動表彰ということで、新規加入者第1位ということで八女市農業委員会が令和3年度でございましたけれども、新規加入者が17人であったということで表彰を受けております。

それで続きまして全国農業新聞普及活動表彰ということで1月から12月までの月平均部数が第1位であったということで八女市農業委員会が表彰をされております。以上でございますのでご報告を申し上げます。

それでは改めまして令和5年度の農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にご参集くださいます誠ありがとうございます。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議 長 着 席 ）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 22名、

農地利用最適化推進委員 11名 であります。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番高山和典委員、18番中村善徳委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p>(案件朗読)</p> |
| 議 長 | <p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については9件です。総合計については4ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地17筆のうち田10筆、畑7筆、合計面積11,819㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 議案第6号、農地法第3条の規定による許可処分取消願の処理について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>1番についてご説明いたします。申請地、立花町山崎字立石1357番、登記・現況ともに田、面積1,707㎡外2筆、合計面積2,563㎡。</p> <p>譲渡人、立花町山崎の社会福祉法人〇〇、譲受人、八女市柳島の社会福祉法人〇〇です。こちらの案件は、令和4年12月6日付けで「社会福祉法人の解散による残余財産の帰属」ということで無償での所有権移転の許可を受けてありましたが、許可後に合意の解除となったため、今回取消申請をされるものです。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 6ページをお願いします。</p> |
| 議 長 | 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>1番についてご説明いたします。申請地、八女市本字惣毛田622番、登記・現況ともに田、面積28㎡外9筆、合計面積1,960.83㎡。譲渡人、八女市本の〇〇氏の高齢による経営縮小と、譲受人、八女市本の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 2番についてご説明いたします。申請地、八女市宅間田字野口535番3、登記・現況ともに畑、面積85㎡外4筆、合計面積677㎡。譲渡人、八女市宅間田の〇〇氏の親族への贈与と、譲受人、八女市宅間田の〇〇氏の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 3番についてご説明いたします。申請地、八女市川犬字上宮島250番、登記・現況ともに田、面積548㎡。空き家バンクに登録された空き家に付属する農地です。譲渡人、熊本県熊本市の〇〇氏の遠方による耕作困難と、譲受人、八女市川犬の〇〇氏の空き家に付属した農地の取得ということでの所有権移転贈与の申請です。農地取得後は、自家消費分の野菜を作付けされる予定です。八女市の空き家バンクに登録された空き家に付属する農地であることから下限面積は1aです。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>続いて番号4番の説明をお願いします。</p> <p>4番についてご説明いたします。申請地、八女市川犬字上南平491番1、登記・現況ともに畑、面積193㎡。譲渡人、八女市平の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市川犬の〇〇氏の隣接農地の取得ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>5番についてご説明いたします。申請地、上陽町下横山字堤谷917番4、登記・現況ともに田、面積565㎡外1筆、合計面積643㎡です。この土地を、譲渡人、上陽町上横山の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市祈祷院の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>6番についてご説明いたします。申請地、上陽町上横山字東後川内5032番1、登記・現況ともに田、面積312㎡外1筆、合計面積427㎡です。この土地を譲渡人、上陽町北川内の〇〇氏の経営縮小と譲受人、上陽町下横山の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>申請です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>7番についてご説明いたします。申請地は黒木町笠原字石道743 2番1、登記・現況ともに田、面積306㎡外3筆、合計面積2,9 44㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、久留米市諏訪野町の〇〇氏の経営縮小と譲受 人、黒木町笠原の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>8番についてご説明いたします。申請地は黒木町木屋字堀田673 5番1、登記・現況ともに畑、面積65㎡外9筆、合計面積4,39 0㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町大淵の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒 木町大淵の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上 でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>9番についてご説明いたします。申請地は黒木町本分字田本鶴345番3、登記・現況ともに田、面積149㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、糟屋郡新宮町の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町田本の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>10番についてご説明いたします。申請地は黒木町田本字中道133番1、登記・現況ともに田、面積1,290㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町本分の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町土窪の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>11番についてご説明いたします。申請地、立花町白木字後ノ迫3 915番1、登記・現況ともに田、面積680㎡外2筆、合計面積9 35㎡。譲渡人である立花町白木の〇〇氏の経営縮小と、譲受人であ る立花町白木の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請で す。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>12番についてご説明いたします。申請地、立花町白木字ヲキタ4 693番8、登記・現況ともに畑、面積7,644㎡。現在、譲渡人 を含む5名共有となっているこの農地について、譲渡人である立花町 白木の〇〇氏の親族への贈与と、譲受人である立花町白木の〇〇氏の 親族から受贈により、共有持分22分の14すべてを所有権移転贈与 されるための申請です。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>13番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字下町跡</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>1 6 9 9 8 番 3、登記地目：宅地、現況地目：畑、面積 3 8 . 9 9 m²。譲渡人、福岡市南区の〇〇氏の相手方の要望と、譲受人、八女市星野村の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 4 番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 4 番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字宮蔵ノ上 1 3 3 2 9 番 2、登記地目：田、現況地目：畑、面積 9 6 1 m²。譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の農業廃止と、譲受人、八女市星野村の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番と 1 6 番は下限面積の関係で一括して審議いたします。それでは説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 5 番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字馬場道下 1 0 3 5 4 番 1、登記・現況ともに田、面積 5 5 3 m²外 1 筆、合計面積 8 8 1 m²。譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の親族への贈与と譲受人、東京都台東区の〇〇氏の親族より受贈に伴う所有権移転贈与の申請です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>譲受人である〇〇氏は星野村出身者で、星野在住時には家業である農業を手伝われていました。3年ほど前から毎年3月から12月までの約10ヶ月間は星野村に居住し、野菜・果樹等を栽培されております。</p> <p>なお、農地取得後の経営面積は、10ページの申請番号16と併せて4,615㎡です。</p> <p>続きまして16番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字谷東4106番1、登記・現況ともに田、面積249㎡外3筆、合計面積644㎡。譲渡人、久留米市上津町の〇〇氏の施設入所による耕作困難と、譲受人、東京都台東区の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>17番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字下黒土田6958番1、登記・現況ともに田、面積187㎡外2筆、合計面積2,332㎡。譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市星野村の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>18番についてご説明いたします。申請地は黒木町笠原字合志木8580番、登記・現況ともに田、面積476㎡外1筆、合計面積690㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、久留米市諏訪野町の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町本分の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>11ページをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、これにつきましては農業委員12番入江保生委員、13番高山和典委員、23番池尻律芳委員は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので関係する方は席を下げていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、利用権設定の案件が94件ございます。</p> <p>11ページから41ページにつきまして利用権設定の各筆明細となっております。総合計については41ページをご確認ください。期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数94件、利用権を設定する土地214筆、合計面積230,507㎡です。</p> <p>今回は新規営農の案件がございましてご説明いたします。</p> <p>36ページをお願いいたします。</p> <p>番号79番、申請地、八女市立花町山崎字明德2221番、登記・現況ともに田、面積2,706㎡。こちらを八女市立花町山崎の〇〇</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>氏より筑後市大字蔵数の〇〇氏へ5年間の賃貸権設定の申請です。</p> <p>末川氏についてご説明いたします。</p> <p>現在、JA就農支援センターの第8期生として研修を受けられており、卒業後は、今回借り受けられる農地でナスを栽培される予定です。出荷先はJAの予定です。</p> <p>この案件につきましては、利用権設定後の農地の経営面積が40aに満たないこととなりますが、営農計画書と確約書の提出があり、令和5年5月に青年等就農計画の認定を受けられることが見込まれ、認定後に認定証を添付される予定ですので、40aの下限面積条件を適用しないこととしています。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>関係する委員の方は席にお戻りください。</p> <p>それでは42ページをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>報告第4号、農地改良行為の届出について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市長野にあります長野公民館より東へ600mほど進んだ農地になります。申請地は八女市長野字奈女利坂1066番3、登記・現況ともに田、面積671㎡です。</p> <p>この土地は、耕作不便ということで50cm盛り土をして野菜を作られる計画です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。</p> <p>43ページをお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 番についてご説明いたします。申請地は黒木町田代地区にありまして、3 筆については上田代公民館から南西に 5 0 0 m にある農地です。1 筆につきましては同じく公民館から南東に 1 . 4 k m にある農地です。農地の区分は、いずれも第 2 種農地と判断します。</p> <p>申請人は、八女市馬場の〇〇氏です。申請地は黒木町田代字坂木 2 0 0 8 番 1、登記・現況ともに畑、面積 1, 8 2 5 外 3 筆、合計面積 8, 6 7 7 m²です。</p> <p>杉及びヒノキの植林を目的とした申請です。このうち、1 筆離れた田代 3 1 9 0 番 5 については平成 3 0 年及び令和 4 年にすでに植林をされておりまして、始末書について提出がありましたので読み上げます。</p> <p>「申請箇所についてはこれまで野菜を栽培してきましたが、現況傾斜地であることから、耕作不便で平成 3 0 年 3 月頃及び令和 4 年 1 0 月頃に杉及びヒノキを植林しました。農地として適切な管理を行わずに植林したことについてお詫び申し上げます。農振法農地法の認識が薄く、この行為が農振法及び農地法における事前着工にあたるということで関係各位に多大なご迷惑をお掛けしたことを深く反省し、別申請始末書を添え深くお詫び申し上げますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。」とされておりまして。</p> <p>また申請地につきましては、八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。</p> <p>1 月 2 6 日に現地調査を行った結果、雨水については自然流下で排水について問題ないことを確認しております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>44ページをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市馬場にありますが八女市総合体育館から南へ500mほど進んだ農地です。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市馬場字西屋敷729番1、登記・現況ともに田、面積829㎡外2筆、合計面積1,720㎡、全体計画面積2132.56㎡です。</p> <p>この土地を、久留米市荒木町藤田の〇〇氏が八女市津江の〇〇氏から譲り受けられまして、貸倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は東側河川に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市祈禱院にあります福岡八女農業協同組合八女東支店からバルビゾン通りを東へ200mほど進み、さらに南へ30m進んだ農地になります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、例外</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>規定の一つであります既存施設の拡張にあたり、既存施設の2分の1の面積を超えないものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市祈祷院字久保田353番1、登記・現況ともに田、面積336㎡外3筆、合計面積537㎡です。</p> <p>この土地を、八女市祈祷院の株式会社〇〇が八女市忠見の〇〇氏から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は北側側溝より西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市高塚にあります公立八女総合病院より南へ600mほど進んだ農地になります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。</p> <p>申請地は、八女市高塚字以見口33番1、登記・現況ともに田、面積1,619㎡外1筆、合計面積2,155㎡です。</p> <p>この土地を、八女市高塚の〇〇株式会社が八女市高塚の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場及び駐車場用地として利用するための申請です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は南側水路に排水される計画です。また申請地は、八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にありますローソン八女室岡店から北へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市室岡字田代873番1、登記・現況ともに畑、面積500㎡外1筆、合計面積1,000㎡です。</p> <p>この土地を、筑後市大字長浜の〇〇氏が八女市忠見の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられまして、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で排水され、雨水は側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>5番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にあります高速道路八女インターチェンジの料金所より北へ400mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市室岡字川久保710番1、登記・現況ともに田、面積は510㎡外1筆、合計面積565㎡です。</p> <p>この土地を、八女市立花町北山の有限会社〇〇が久留米市日吉町の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側の山ノ井川に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>6番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にあります福岡高速道路八女インターチェンジの料金所の南側に道を挟んで隣接する農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市室岡字判別当329番1、登記・現況ともに田、面積は583㎡です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>この土地を、久留米市篠山町の合同会社〇〇が福岡市中央区地行の〇〇氏から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 14時45分 ）</p> |